

横浜市市民協働推進委員会における 市民協働推進センター事業部会委員の指名について

1 市民協働推進センター事業部会の概要

横浜市市民協働条例の趣旨を踏まえ、協働による地域・社会課題の解決や魅力あるまちづくり等を促進するため、市民協働推進センター開設を契機に、課題解決等に資する協働事業の提案支援の取組を一層推進します。

そのため、これまでの市民活動支援センター事業部会を改変し、協働事業にかかる助成金（市民協働の提案支援事業）の交付審査や、新しい協働スキームの検討などを行う「市民協働推進センター事業部会（以下、「センター部会」という。）」を設置します。

センター部会は審査基準に従い、書面審査、プレゼンテーション審査等を踏まえ総合的に審査します。市民の皆様への助成金の交付決定等を迅速に行うため、年に4回の市民協働推進委員会では部会の審査結果を承認していただく形になります。

2 市民協働推進センター事業部会委員候補者

■部会長は、部会の委員及び専門委員の互選により定めます。（五十音順）

氏名		所属等
専門委員	田辺 由美子	NPO 法人くみんネットワークとつか 理事
専門委員	永岡 鉄平	NPO 法人フェアスタートサポート 代表
専門委員	吉武 美保子	NPO 法人新治里山「わ」を広げる会 事務局長
推進委員会 委員	※	
推進委員会 委員	※	

※は市民協働推進委員会が指名する委員 任期：令和2年7月2日予定～令和4年3月31日

横浜市市民協働条例施行規則（抜粋）

（部会）

第9条 市民協働推進委員会に、横浜市市民活動運営支援事業部会及び横浜市市民協働推進センター事業部会を置く。

2 横浜市市民活動運営支援事業部会は、市民公益活動を行う市民等に対する財政的支援に関し必要な事項を調査審議する。

3 横浜市市民協働推進センター事業部会は、条例第9条第1項の規定による選定又は条例第10条第2項の規定による決定、市民協働事業に係る財政的支援(前項に規定するものを除く。)その他の市民協働事業の推進に関し必要な事項を調査審議する。

4 各部会は、委員長が指名する委員及び次条第2 項の規定に基づき市長が任命する専門委員をもって組織する。

(第5項及び第6項省略)

(専門委員)

第10条

2 専門委員は、学識経験のある者、市民公益活動を行う市民等の代表者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

(第1項及び第3項から第4項省略)

横浜市市民協働推進委員会部会運営要領 (抜粋)

(所掌事務)

第2条 部会は、次の部会とし、市民公益活動に係る次のそれぞれの事項について調査審議する。

(1) 市民活動運営支援事業部会

ア 横浜市市民活動推進ファンドの団体登録に関すること

イ 横浜市市民活動推進ファンドの助成金の交付に関すること

ウ その他、横浜市市民活動推進ファンドの活用に関し、市民協働推進委員会が必要と認めること

(2) 市民協働推進センター事業部会

ア 市民協働条例の趣旨に基づく市民協働事業の提案(条例第9条及び第10条)に関すること

イ 市民協働事業の提案(条例第9条及び第10条)の選定および助成金の交付に関すること

ウ その他、市民協働推進センター事業の推進に関し、市民協働推進委員会が必要と認めること